



宮運整第726号
宮運輸第239号
平成28年 1月27日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長



事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再徹底について

標記について、東北運輸局自動車技術安全部長及び東北運輸局自動車交通部長から別紙（平成28年1月21日付け東自保第97号、東自貨第303号、東自監第404号）のとおり通達があったので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。





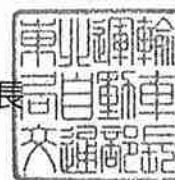
東自保第 97号
 東自貨第303号
 東自監第404号
 平成28年1月21日

東北運輸局宮城運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長



東北運輸局自動車交通部長



事業用自動車にかかる飲酒運転防止の再徹底について

事業用自動車の飲酒運転の防止については、機会あるごとにその徹底を図ってきており、また、事業用自動車総合安全プラン2009を受け、東北地域においても安全対策会議を開催するなど飲酒運転根絶を目標として取り組んでいるところである。

しかしながら、昨年10月から4箇月連続して、当運輸局管内の貨物自動車運送事業者の運転者が酒気帯び運転で検挙されるという事案が発生した。

これら事案において、運転者に対する乗務前点呼の未実施、運行中における飲酒も確認されており、これらの行為は自動車運送事業の社会的信頼を著しく失墜させるものであり、輸送の安全を確保するために法令等で定められている事項を遵守していなかったことは誠に遺憾である。

については、適切な点呼を実施するための執行体制を確立し点呼を確実に実施すること、運転者に対する飲酒運転防止に関する指導及び監督を適切に実施することが重要であることから、貴支局管内の貨物自動車運送事業者に対し、特に、下記について周知するとともに機会を捉えて強力に指導され、事業用自動車の飲酒運転の防止に万全を期されたい。

記

1. 出庫及び帰庫時においては、運転者に対して対面点呼の実施により、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確実に確認すること
2. 遠隔地の点呼時においては、運転者に携帯型アルコール検知器を使用させ測定結果を電話により報告させる等、点呼執行者が確実に運転者の酒気帯びの有無を確認すること
3. 運行時における飲酒の禁止を徹底し、運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い飲酒習慣や体質改善の指導を行うとともに、酒気帯び運転の危険性や法令遵守等について計画的かつ継続的に教育を実施すること